

締約国に関する情報 AG	アンティグア・バーブーダ	附属書 B 1 AG
一 般 情 報		
国内官庁の名称	Antigua and Barbuda Intellectual Property and Commerce Office (ABIPCO) (アンティグア・バーブーダ知的財産・商務庁 (ABIPCO))	
所在地及び郵便のあて名	Hewlett House, St. John's Street, Saint John's, Antigua, Antigua and Barbuda	
電話番号	(1-268) 562 54 40	
ファクシミリ装置	(1-268) 562 54 38	
電子メール	abipco@antigua.gov.ag	
インターネット	https://abipco.gov.ag	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が、国際出願又は国際出願の補充若しくは訂正を含む差替え用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出  他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、Federal Express, Parcel Plus 又はUPSの配達サービスを条件とする。	
アンティグア・バーブーダの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局 (附属書C参照)	
アンティグア・バーブーダが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	アンティグア・バーブーダ知的財産・商務庁 (ABIPCO)	
アンティグア・バーブーダを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案証	
国際型調査に関するアンティグア・バーブーダの規定	なし	

[次頁に続く]

A G

アンティグア・バーブーダ (続き)

A G

## アンティグア・バーブーダが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

国際公開に基づく仮保護

なし

アンティグア・バーブーダが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

なし